



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行

目次 (*については県例規集掲載事項)	(取扱課室名)	ページ
○ 規則		
*63 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行細則の一部を改正する規則	(果樹園芸課)	1
○ 告示		
1311 平成24年度自衛官募集	(市町村課)	6
1312 特定非営利活動法人の設立認証の申請	(県民生活課)	7
1313 //	(//)	8
1314 特定非営利活動法人の定款変更認証の申請	(//)	8
1315 道路の区域変更	(道路保全課)	8
1316 道路の供用廃止	(//)	9
1317 道路の区域変更	(//)	9
1318 一般競争入札による落札者の決定	(総務事務集中課)	10
○ 教育委員会告示		
5 平成25年度和歌山県立高等学校生徒募集定員		10
○ 警察本部告示		
6 一般競争入札による落札者の決定		12
○ 公告		
平成24年度職業訓練指導員試験の合格者	(労働政策課)	12
○ 監査公表		
監査公表第21号		12

規 則

和歌山県規則第63号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成24年11月9日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行細則の一部を改正する規則

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行細則(平成15年和歌山県規則第84号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「愛がん」を「愛玩」に改める。

別記第1号様式の別紙2中「あて」を「宛て」に改める。

別記第2号様式備考第1項中「愛がんの」を「愛玩の」に改め、同様式の別紙2中「鳥獣保護及び狩猟の適正化に関する法律」を「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」に改める。

別記第3号様式中「愛がん飼養」を「愛玩飼養」に、「愛がんの」を「愛玩の」に改め、同様式備考第8項中「猟区ない」を「猟区内」に改め、同様式備考第10項中「すべて」を「全て」に改める。

別記第11号様式備考第1項中「たる」を「足る」に改める。

別記第13号様式中「証紙ちょう付欄」を「証紙貼付欄」に改める。

別記第17号様式中「明瞭^{りょう}」を「明瞭」に改める。

別記第21号様式から別記第23号様式までの規定中「和歌山県証紙ちょう付欄」を「和歌山県証紙貼付欄」に改める。

別記第25号様式（表面）中「和歌山県証紙ちょう付欄」を「和歌山県証紙貼付欄」に改め、同様式（裏面）を次のように改める。

(裏面)

(2) 狩猟をしようとする場所					
1. (都道府県) の区域全部		2. 放鳥獣猟区の区域			
(3) 対象鳥獣捕獲員であるか否かの別 (対象鳥獣捕獲員である場合は、□にレ印を付し、かつ、対象鳥獣捕獲員として所属する市町村の名称を記載すること。)					
<input type="checkbox"/> 対象鳥獣捕獲員 <input type="checkbox"/> 対象鳥獣捕獲員でない		対象鳥獣捕獲員として所属する市町村名 ()			
(4) 免許の効力の停止の有無 (有無のいずれかに○印を付し、かつ、有の場合には、その停止の期間を記載すること。)					
免許の効力の停止の有無	1 有 2 無	停止の期間	年 月 日から 年 月 日まで		
(5) 猟銃・空気銃所持許可証番号及び交付年月日 (第 1 種銃猟免許又は第 2 種銃猟免許の場合)					
第 1 種銃猟免許	ライフル銃 散弾銃 空気銃 (圧縮ガスを 使用するもの を含む。)	猟銃・空気銃 所持許可証番号	号	交付年月日	年 月 日
第 2 種銃猟免許	空気銃 (圧縮ガスを 使用するもの を含む。)				
(6) 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行規則第 67 条の要件に関する事項					
共済事業	法人名	対象損害	給付額	被共済の期間	
損害保険契約	保険会社名	対象損害	保険金額	被保険期間	
資産保有					
(7) 職業					
<div style="border: 1px solid black; width: 500px; height: 20px; margin: 0 auto;"></div>					
1. 専門的・技術的職業従事者 2. 管理的職業従事者 3. 事務従事者					
4. 販売従事者 5. 農林業従事者 6. 漁業従事者 7. 採鉱・採石作業者					
8. 運輸・通信従事者 9. 技能工・生産工程作業者 10. 単純労働者					
11. 保安職業従事者 12. サービス職業従事者 13. 分類不能の職業					
14. 無職					
記載上の注意事項					
1 狩猟者登録を受けようとする狩猟免許の種類ごとに申請書を提出すること。					
2 文字は、楷書で明瞭に記載すること。					
3 (2) は該当番号を○で囲むこと。					
4 (6) は、職業を具体的に記載し、さらに職業分類の該当番号を○で囲むこと。					
5 ※印欄には、申請者は記載しないこと。					
6 対象鳥獣捕獲員であるか否かの別欄は、対象鳥獣捕獲員である場合は所属市町村名を、対象鳥獣捕獲員でない場合は「否」と記載するものとする。					

備考

- 1 氏名を記載し、押印することに代えて、申請者が署名することができる。
- 2 用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とすること。

別記第26号様式 (表面) 中「和歌山県証紙ちょう付欄」を「和歌山県証紙貼付欄」に改め、同様式 (裏面) を次のように改める。

(裏面)

(2) 変更をしようとする場所 (変更がある場合のみ記入)					
1. (都道府県) の区域全部		2. 放鳥獣猟区の区域			
(3) 対象鳥獣捕獲員であるか否かの別 (対象鳥獣捕獲員である場合は、□にレ印を付し、かつ、対象鳥獣捕獲員として所属する市町村の名称を記載すること。)					
□ 対象鳥獣捕獲員		対象鳥獣捕獲員として所属する市町村名			
□ 対象鳥獣捕獲員でない		()			
(4) 免許の効力の停止の有無 (有無のいずれかに○印を付し、かつ、有の場合には、その停止の期間を記載すること。)					
免許の効力の停止の有無	1 有 2 無	停止の期間	年 月 日から 年 月 日まで		
(5) 猟銃・空気銃所持許可証番号及び交付年月日 (第1種銃猟免許又は第2種銃猟免許の場合)					
第1種銃猟免許	ライフル銃 散弾銃 空気銃 (圧縮ガスを 使用するもの を含む。)	猟銃・空気銃 所持許可証番号	号	交付年月日	年 月 日
第2種銃猟免許	空気銃 (圧縮ガスを 使用するもの を含む。)				
<p>記載上の注意事項</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 狩猟者登録を受けようとする狩猟免許の種類ごとに申請書を提出すること。 2 文字は、楷書で明瞭に記載すること。 3 (1) 及び (2) については、変更がある場合のみ必要事項を記入し、変更がない場合は無記入とすること。 4 (2) は、該当番号を○で囲むこと。 5 ※印欄には、申請者は記載しないこと。 6 対象鳥獣捕獲員であるか否かの別欄は、対象鳥獣捕獲員である場合は所属市町村名を、対象鳥獣捕獲員でない場合は「否」と記載するものとする。 					

備考

- 1 氏名を記載し、押印することに代えて、申請者が署名することができる。
- 2 用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とすること。

別記第27号様式を次のように改める。

別記第27号様式 (第10条第3項関係)

年 月 日	
狩猟者登録証再交付申請書 狩猟者登録証住所・氏名変更等届出書 狩猟者登録証亡失届出書	
和歌山県知事 様	
住所	(〒) 電話番号 ()
ふりがな	
氏名	印
生年月日	年 月 日 生
職業	
(該当項目の□にレ印を付す) <input type="checkbox"/> 再交付申請 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第61条第5項の規定により下記のとおり狩猟者登録証の再交付を申請します。 <input type="checkbox"/> 住所・氏名変更等届出書 下記のとおり住所・氏名等を変更したので、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第61条第4項の規定により届け出ます。 <input type="checkbox"/> 亡失届出 下記のとおり狩猟者登録証を亡失したので、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行規則第65条第10項の規定により届け出ます。	
種類	狩猟者登録証
番号	
交付年月日	年 月 日
変更・亡失年月日	年 月 日
亡失、滅失、汚損 又は破損した事情	
旧住所・氏名	
※ 新住所・氏名	
その他変更事項	

備考

- 1 不要な文字は抹消し、該当項目の□にレ印を付すこと。
- 2 ※住所・氏名変更届出を行おうとする場合に限り記入すること。
 なお、変更届には、住所・氏名の変更が確認できる書類(住民票、運転免許証の写等)を添付すること。
- 3 氏名を記載し、押印することに代えて、申請者又は届出者が署名することができる。
- 4 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

別記第28号様式中「和歌山県証紙ちょう付欄」を「和歌山県証紙貼付欄」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則による改正前の規則に定める様式による用紙は、当分の間、これを修正して使用することができる。

告 示

和歌山県告示第1311号

自衛隊法施行令（昭和29年政令第179号）第114条、第117条第1項及び第118条の規定により、自衛官の平成24年度募集について、次のとおり告示する。

平成24年11月9日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 募集種目及び採用時期

(1) 募集種目

自衛官候補生

(2) 採用時期

平成25年3月下旬から4月上旬まで

2 試験期日、試験場及び試験種目

3・4月要員（男子）

試験期日	試験場	試験種目
平成24年11月27日（火）	和歌山ビッグ愛（和歌山市手平二丁目1-2）	1 筆記試験 （国語、数学、社会及び作文） 2 口述試験 3 適性検査 4 身体検査

3 受付期間

試験期日の前日まで

4 応募資格

日本国籍を有し、採用予定月の1日現在において18歳以上27歳未満の者であって、次のいずれにも該当しない者

(1) 成年被後見人又は被保佐人

(2) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又は執行を受けることがなくなるまでの者

(3) 法令の規定による懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者

(4) 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

5 志願手続

(1) 志願書類の請求

県内の市町村役場又は自衛隊和歌山地方協力本部、同地域事務所若しくは同募集案内所に請求すること。

名称	所在地	電話番号
本部	〒640-8287 和歌山市築港一丁目14-6	073-422-5116

橋本地域事務所	〒648-0073 橋本市市脇一丁目3-2 KK6ビル3階	0736-32-0744
和歌山募集案内所	〒640-8331 和歌山市美園町五丁目1-2 新橋ビル2階	073-432-4479
有田募集案内所	〒649-0316 有田市宮崎町106-2	0737-82-6631
御坊地域事務所	〒644-0012 御坊市湯川町小松原410-1 丸仁第1ビル1階	0738-23-0020
田辺地域事務所	〒646-0061 田辺市上の山一丁目15-25-301	0739-24-6219
新宮地域事務所	〒647-0053 新宮市五新1-24 三栄コーポレーションビル1階	0735-21-3449

(2) 提出書類及び提出先

志願者は、自衛官候補生志願票1通及び受験票を(1)の機関へ提出又は郵送すること。

(3) その他

志願書類の提出後又は受験後、住所を変更したときは、速やかに志願票を提出した(1)の機関に連絡すること。

6 採用予定者への通知

(1) 選抜基準に達した者には、採用候補者名簿記載通知書を送付する。

(2) 不合格者には通知しない。

(3) 採用候補者は、採用候補者名簿に記載され、その後採用枠に応じて採用予定通知書を送付する。通知時期については、試験時に知らせる。

7 その他

(1) 受験のための旅費は、各自の負担とする。

(2) 入隊時に再度身体検査を行うが、その際、採用基準に満たない場合は、不採用となることがあるので、健康管理には十分注意すること。

なお、併せて薬物検査を実施する。

和歌山県告示第1312号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定による設立認証の申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、和歌山県環境生活部県民局県民生活課及び和歌山県NPOサポートセンターに備えて、平成24年12月17日まで縦覧に供する。

平成24年11月9日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 申請年月日

平成24年10月15日

2 名称

特定非営利活動法人ACT勝動

3 代表者の氏名

加藤康高

4 主たる事務所の所在地

和歌山県東牟婁郡那智勝浦町大字勝浦216番地19

5 定款に記載された目的

この法人は、那智勝浦町で生活する地域住民や那智勝浦町を訪れる旅行者に対して、那智勝浦町の復興と振興を図る事業を行い、もって地域経済の活性化を目指すことを目的とする。

和歌山県告示第1313号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定による設立認証の申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、和歌山県環境生活部県民局県民生活課及び和歌山県NPOサポートセンターに備えて、平成24年12月17日まで縦覧に供する。

平成24年11月9日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 申請年月日

平成24年10月17日

2 名称

特定非営利活動法人ネオ

3 代表者の氏名

飯塚多恵

4 主たる事務所の所在地

和歌山県東牟婁郡那智勝浦町市野々2710番地9

5 定款に記載された目的

この法人は、障害者に対して、地域で自立した生活を営んでいくために必要な事業を行い、福祉の増進を図り、社会全体の利益の増進に寄与することを目的とする。

和歌山県告示第1314号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第3項の規定による定款変更認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、和歌山県環境生活部県民局県民生活課及び和歌山県NPOサポートセンターに備えて、平成24年12月25日まで縦覧に供する。

平成24年11月9日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 申請年月日

平成24年10月23日

2 名称

特定非営利活動法人黒江地域活性化協議会

3 代表者の氏名

富士順一郎

4 主たる事務所の所在地

和歌山県海南市岡田579番地4

5 定款に記載された目的

この法人は、人口減少が続く海南市において、地場産業と商店街の活性化、文化活動、防災活動及び保健福祉活動を推進することによって地域経済の発展と市民生活の向上を図り、地域の活性化とまちづくりに寄与することを目的とする。

和歌山県告示第1315号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告

示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成24年11月9日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 168号

区 間	新旧の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル	備 考 メートル
田辺市本宮町伏拝字萩1007番1地先から同市本宮町切畑字阪本1173番1地先まで	旧	3.00 } 7.00	1,302.23	仮設道路 仮設橋 40.00 町道萩切畑線と重用327.95のうち三里橋 273.10 町道八木尾谷線と重用 98.58

和歌山県告示第1316号

次のように道路の供用を廃止するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成24年11月9日

和歌山県知事 仁坂吉伸

道路の種類 一般国道

路線名 168号

供用廃止の区間 田辺市本宮町伏拝字萩1007番1地先から同市本宮町切畑字阪本1173番1地先まで

供用廃止の期日 平成24年11月9日

和歌山県告示第1317号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成24年11月9日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 上富田南部線

区 間	新旧の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル	備 考
西牟婁郡上富田町岡字奈目良39番10地先から同町岡字奈目良109番1地先まで	旧	6.50 } 16.70	189.10	
同上	新	12.00 } 16.90	189.10	

和歌山県告示第1318号

平成24年度排水ポンプ車（那賀建設部）の購入について、一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第11条及び和歌山県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年和歌山県規則第107号）第10条の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成24年11月9日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 落札に係る調達物品の名称及び数量
排水ポンプ車 1台
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
和歌山県会計局総務事務集中課
和歌山市小松原通一丁目1番地
- 3 落札者を決定した日
平成24年10月18日
- 4 落札者の氏名及び住所
株式会社クボタ
大阪市浪速区敷津東一丁目2番47号
- 5 落札金額
38,850,000円（うち消費税及び地方消費税の額1,850,000円）
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 特例政令第6条の公告を行った日
平成24年9月7日

教育委員会告示

和歌山県教育委員会告示第5号

平成25年度和歌山県立高等学校生徒募集定員を次のように定めた。

平成24年11月9日

和歌山県教育委員会委員長 山 下 郁 夫

- 1 全日制の課程
各高等学校の各学科別の生徒の募集定員は、別表第1のとおりとする。
- 2 定時制の課程
各高等学校の各学科別の生徒の募集定員は、別表第2のとおりとする。
- 3 通信制の課程
和歌山県立紀の川高等学校、和歌山県立きのくに青雲高等学校及び和歌山県立南紀高等学校の生徒募集については、別表第3のとおりとする。

平成 25 年度和歌山県立高等学校 学校別・学科別募集定員

別表第 1 (第 1 項関係)
〔全日制の課程〕

学 校 名	学科名 (コース名等)	学級数	定 員
橋 本	普通科	3	120
	※1 普通科 (県立中)	2	80
紀 北 工 業	機械科	2	80
	電気科	2	80
伊 都	システム化学科	1	40
	普通科	4	160
紀 北 農 芸	生産流通科	1	40
	施設園芸科	1	40
	環境工学科	1	40
笠 田	普通科	3	120
	総合ビジネス科	1	40
	情報処理科	1	40
粉 河	普通科	5	200
	理数科	1	40
那 賀	普通科	7	280
	国際科	1	40
貴 志 川	普通科	5	200
	人間科学科	1	40
和 歌 山 北	普通科 (北校舎)	7	280
	スポーツ健康科学科	2	80
	普通科 (西校舎)	2	80
和 歌 山	総合学科	6	240
	普通科	6	240
向 陽	※1 環境科学科	2	80
	普通科	3	120
桐 蔭	※1 普通科 (県立中)	2	80
	数理科学科	2	80
和 歌 山 東	普通科	6	240
星 林	普通科	7	280
	国際交流科	1	40
和 歌 山 工 業	機械科	2	80
	電気科	2	80
	化学技術科	1	40
	建築科	2	80
	土木科	1	40
	産業デザイン科	1	40
和 歌 山 商 業	創造技術科	1	40
	ビジネス創造科	8	320

学 校 名	学科名 (コース名等)	学級数	定 員
海 南	普通科 (海南校舎)	4	160
	教養理学科	1	40
	普通科 (大成校舎)	2	80
(美里分校)	普通科	1	40
箕 島	普通科 (普通)	2	80
	普通科 (スポーツ)	2	80
	情報経営科	1	40
	機械科	1	40
有 田 中 央	総合学科 (総合)	4	160
	※2 総合学科 (福祉)		
(清水分校)	普通科	1	40
耐 久	普通科	6	240
日 高	普通科	4	160
	※1 総合科学科	2	80
(中津分校)	普通科	1	40
紀 央 館	普通科	4	160
	工業技術科	1	40
南 部	普通科	3	120
	生産技術科	1	40
	園芸科	1	40
(龍神分校)	服飾デザイン科	1	40
	普通科	1	40
田 辺	普通科	6	240
	※1 自然科学科	2	80
田 辺 工 業	機械科	2	80
	電気電子科	2	80
神 島	情報システム科	1	40
	普通科	4	160
熊 野	経営科学科	4	160
	看護科	1	40
串 本 古 座	総合学科	4	160
	普通科 (串本校舎)	3	120
新 宮	普通科 (古座校舎)	1	40
	普通科	5	200
新 翔	総合学科	4	160
合 計		189	7,560

※1 次の学科についてはそれぞれの県立中学校からの進学者のみとし、県立高等学校入学者選抜による募集は行わない。

- 橋本高等学校普通科のうち 2 クラス
- 向陽高等学校環境科学科
- 桐蔭高等学校普通科のうち 2 クラス
- 日高高等学校総合科学科
- 田辺高等学校自然科学科

※2 有田中央高等学校総合学科福祉系列の人数は、26 人以内とする。

別表第 2 (第 2 項関係)
〔定時制の課程〕

学 校 名	学 科 名	学級数	定 員		
※3 紀 の 川	普通科	昼間	2	70	
		夜間	1	30	
粉 河	普通科	夜間	1	40	
※3 きのくに青雲	普通科	昼間	2	70	
		夜間	1	30	
和 歌 山 工 業	普通科	情報会計科	夜間	1	30
		機械電気科	夜間	1	40
海 南	普通科	建築科	夜間	1	40
		普通科	夜間	1	40
耐 久	普通科	夜間	1	40	
日 高	普通科	夜間	1	40	
※3 南 紀	普通科	昼間	1	35	
		夜間	1	30	
新 宮	普通科	夜間	1	40	
合 計		16	575		

※3 単位制高等学校である紀の川、きのくに青雲及び南紀の各高等学校については、定員は 40 人であるが、転・編入生を受け入れるため、各学級の募集定員は、昼間定時制 35 人、夜間定時制 30 人とする。

別表第 3 (第 3 項関係)
〔通信制の課程〕

学 校 名	学 科 名	定 員
紀 の 川	普通科	特に定めない
きのくに青雲	普通科	
南 紀	普通科	

警察本部告示

和歌山県警察本部告示第6号

和歌山県警察捜査支援システム増強及び貸借業務について、一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第11条及び和歌山県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年和歌山県規則第107号）第10条の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成24年11月9日

和歌山県警察本部長 植 田 秀 人

- 1 落札に係る特定役務の名称及び数量
和歌山県警察捜査支援システム増強及び貸借業務 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
和歌山県警察本部警務部会計課
和歌山市小松原通一丁目1番地1
- 3 落札者を決定した日
平成24年10月3日
- 4 落札者の氏名及び住所
富士通リース・富士通コンソーシアム
(代表者)
富士通リース株式会社
東京都千代田区神田練塀町3番地
(構成員)
富士通株式会社
神奈川県川崎市中原区上小田中四丁目1番1号
- 5 落札金額
74,308,500円（うち消費税及び地方消費税の額3,538,500円）
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 特例政令第6条の公告を行った日
平成24年8月17日

公 告

公 告

平成24年度職業訓練指導員試験合格者は、次のとおりである。

平成24年11月9日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

受験番号

2401 2402 2409

監 査 公 表

和歌山県監査公表第21号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定により、平成24年10月2日に実施した監査の結果を、同条第9項の規定により次のとおり公表する。

平成24年11月9日

和歌山県監査委員 保 田 栄 一
 和歌山県監査委員 足 立 聖 子
 和歌山県監査委員 山 本 茂 博
 和歌山県監査委員 平 木 哲 朗

1 監査対象機関及び監査実施年月日

監 査 対 象 機 関	監査実施年月日
那賀振興局	平成24年10月2日
紀北県税事務所	〃
和歌山県立仙溪学園	〃
和歌山県立高等看護学院	〃
和歌山県立粉河高等学校	〃
和歌山県立那賀高等学校	〃
和歌山県立貴志川高等学校	〃
和歌山県岩出警察署	〃

2 監査の結果

(1) 指摘事項

和歌山県立那賀高等学校

売りさばき用の和歌山県証紙14万7千円分を紛失したため、補填しているが、今後このようなことのないよう厳重な管理に留意されたい。

(2) 注意事項

ア 那賀振興局地域振興部

農道敷地に設置された電柱、支柱及び支線並びに電柱に共架された通信ケーブルについて、行政財産の目的外使用許可の手続がなされていないものがあったので、適正に処理されたい。

イ 那賀振興局健康福祉部

(ア) 生活保護費返還金の未収金については、平成23年度末で約169万円となっており、前年度末に比し約36万円増加しているため、文書による催告に加え、電話による催告、自宅訪問による本人面会など、未収金回収の取組を強化されたい。

また、履行期限の延長を承認した生活保護費返還金について、納期限ごとに調定していない事例があったので、適正に処理されたい。

(イ) 母子寡婦福祉資金貸付金償還金の未収金については、粘り強い償還指導の成果により前年度末に比し約113万円減少し、平成23年度末で約522万円となっている。

今後も、新規未収金の発生防止のために、貸付時における償還指導の徹底を図るとともに、適時に連帯保証人や連帯借受人などを交えた協議の場を持つなど、未納者の現状を把握し、適切な債権管理に努められたい。

(ウ) 特別障害者手当等返還金の未収金については、平成23年度末で約73万円となっており、前年度末に比し約3万円減少している。

今後、文書による催告に加え、電話による催告、自宅訪問による本人面会など、未収金回収の取組を強化されたい。

(エ) 知的障害者福祉施設入所負担金の未収金については、平成23年度末で約31万円となっており、前年度からほとんど回収が進んでいない。

今後、文書による催告に加え、電話による催告、自宅訪問による本人面会など、未収金回収の取組を強化されたい。

(オ) 保健所で実施する細菌培養同定検査については、区分によって料金単価が異なるが、使用料通知票で適用する料金単価の根拠が確認できないものがあったので、適正に処理されたい。

ウ 那賀振興局建設部

(ア) 道路占用料の収入未済額は、平成23年度末で約10万円となっており、前年度に比し約1万円減少している。

今後も、未納者の現状を把握して、適切な債権管理に努められたい。

(イ) 占用許可の期間が前年度以前から継続している河川占用料については、和歌山県税外収入徴収規則（昭和33年和歌山県規則第34号）第9条の規定により7月31日を納期限とすべきであるにもかかわらず、電気事業者から徴収する河川の占用料の収入調定を、翌年の3月30日付けで行っていたので、適正に処理されたい。

エ 紀北県税事務所

県税の未収金については、滞納整理に努力されているところであり、収入率は95.0%と前年度に比し0.7ポイント増加しており、平成23年度末の収入未済額も約4億1,371万円と、約5,494万円減少している。

しかしながら、個人県民税の収入未済額は、県税全体の収入未済額の約77%を占めていることから、管内市町への職員派遣や地方税法（昭和25年法律第226号）第48条の規定に基づく県の直接徴収を継続実施するとともに、全体として事務所の滞納整理の方針に従いその強化を図り、収入未済額の縮減に向け一層努力され、県税収入の確保に努められたい。

また、延滞金の収入未済についても、適正な債権管理により、収入未済額の縮減に努められたい。

オ 和歌山県立仙溪学園

(ア) 給食費の収入調定において、算定の基になっている内訳表の数が一つ不足しているため、適正に処理されたい。

(イ) 地籍調査により、土地の分合筆及び面積の更正が行われているにもかかわらず、公有財産台帳の修正など必要な処理が行われていなかったため、適正に処理されたい。

カ 和歌山県立高等看護学院

便所排気ファン修繕に係る支出負担行為において、支出負担行為として整理する時期を誤っていたため、適正に処理されたい。

キ 和歌山県立粉河高等学校

学校敷地内の電話柱への電線の共架について、電気通信事業者に行政財産の目的外使用許可を与え、使用料を徴収しているが、支柱及び支線2本が誤って使用料に算入されているものがあるため、適正に処理されたい。

ク 和歌山県立那賀高等学校

(ア) 学校敷地内の電柱及び電話柱への通信ケーブルの共架について、電気通信事業者に行政財産の目的外使用許可を与え、使用料を徴収しているが、支柱及び支線6本が誤って使用料に算入されているものがあるため、適正に処理されたい。

(イ) 化学準備室で保管している毒物及び劇物について、教育委員会総務課長及び学校教育課長通知に基づく薬品保管管理簿及び薬品保管点検票が作成されていなかったため、適正に処理されたい。

(ウ) 調達金額が増額し、重要物品となった事例について、支出負担行為票が起票されていなかった。

また、購入に際しては契約書が、納品確認に際しては検査調書が、それぞれ必要であるため、適正に処理されたい。

ケ 和歌山県立貴志川高等学校

(ア) 備品となる書籍を購入するにあたり、一人の見積りにより随意契約で購入しているが、二人以上の者から見積書を徴取されたい。

また、支出負担行為が振興局地域振興部の会計主幹に合議されていなかったため、適正に処理されたい。

(イ) 学校敷地内の電柱への通信ケーブルの共架について、電気通信事業者に行政財産の目的外使用

許可を与え、使用料を徴収しているが、支線2本が誤って使用料に算入されているものがある
ので、適正に処理されたい。

(3) 検討事項

なし

(4) 上記以外の機関においては、事務の執行は、おおむね適正であると認めた。

なお、改善を要すると認められた軽微な事項については、その都度注意を行った。